

「介護予防ケアマネジメント支援会議」に係る

質疑等への回答（10月10日まで受付分）

○ 利用者・家族の同意について

【問】 事例を提出する際、利用者・家族の同意が必要か。 何か書面で同意を得る必要はあるか。			
質問日	10月5日	事業所種別	居宅介護支援事業所

【回答】

事例提出に関しては、利用者又は家族から改めて同意を得る必要はありません。

利用者の個人情報使用については、ケアプラン作成やサービス提供にあたり、個人情報使用同意書で同意を得ることとされています。このため、関係機関（市）との連絡調整等については、同意を得ているものとみなします。

なお、会議資料は、個人が特定できる情報（氏名、住所、生年月日など）をマスキングのうえ使用すること、また、会議終了後は資料を回収することとしておりますので、会議において個人情報が開示されるものではありません。

○ 生活相談員等の勤務延時間数について

【問】 通所介護の提供時間中に、介護予防ケアマネジメント支援会議が開催され、そこに生活相談員が出席した場合、会議出席時間は確保すべき勤務延時間数に含めることができるか。			
質問日	10月5日	事業所種別	通所事業

【回答】

介護予防ケアマネジメント支援会議は、18時から開催する予定としております。

仮に、昼間開催した場合の考え方としては、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」も含めることができるとされています。介護予防ケアマネジメント支援会議は、地域ケア会議の位置づけとなるため、会議出席時間を確保すべき勤務時間数に含めることは可能です。

【問】 提供時間内に生活相談員等（機能訓練指導員、看護師、介護職）が介護予防ケアマネジメント支援会議に参加した場合、その時間は生活相談員等の勤務延時間数（人員基準上必要とされる時間）として認められるか。			
質問日	10月7日	事業所種別	通所事業所

【回答】

介護予防ケアマネジメント支援会議は、18時から開催する予定としております。

仮に、昼間開催した場合の考え方としては、生活相談員については、確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」も含めることができるとされています。

ただし、介護職員・看護職員及び機能訓練指導員の会議への出席時間については、指定基準上必要とされる勤務時間には算入することは不可となるので、御留意ください。

○介護予防ケアマネジメント支援会議の開催時間について

【問】 介護予防ケアマネジメント支援会議の開催時間は何時頃になる予定か。			
質問日	10月10日	事業所種別	居宅介護支援事業所

【回答】

18時開催の予定です。

○日程の変更調整について

【問】 介護予防ケアマネジメント支援会議への出席調整後、利用者様や仕事の都合により、ケアマネジャーが出席できなくなった場合、日程変更は可能か。			
質問日	10月10日	事業所種別	居宅介護支援事業所

【回答】

日程変更は可能ですので、地域包括ケア推進課へ御連絡ください。

併せて、会議出席予定の介護事業所へも連絡して下さるようお願いいたします。

○支援会議の見学について

【問】 介護予防ケアマネジメント支援会議の見学を希望する際は、申し込みが必要か。			
質問日	10月10日	事業所種別	居宅介護支援事業所

【回答】

介護予防ケアマネジメント支援会議については、年明けから介護関係者への公開を予定しております。見学に際しては、事前に申し込みを行う必要はありません。

また、会議開催日程やスケジュール変更（中止等）については、市ホームページで公開しますので、事前にご確認いただけるようお願いいたします。

なお、年内開催については、見学は控えさせていただきますので、ご了承ください。